

交通事故等に
あったとき！

保険証を使う場合は 「第三者行為による傷病届」が必要です

交通事故等第三者の行為でケガをし、保険証を使って医療機関等で治療を受けた場合は、「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

第三者行為とは？



暴力行為



相手がいる交通事故（同乗含む）



他人の飼い犬にかまれた

等

届出が 必要となる 理由

第三者行為によりケガをしたとき、その治療費は本来加害者が負担します。保険証を使った場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うこととなり、後日、立て替えて支払った治療費を協会けんぽから加害者側に請求します。そのために「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに届出をお願いします。



ご注意ください！



示談の内容によっては、損害賠償を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や健康保険給付を受けることができなくなる場合がありますので、示談は慎重に行ってください。



仕事中や通勤途中のケガで 保険証は使えません

仕事中や通勤途中にケガをした場合は、**健康保険を使って治療することはできません**。健康保険では、業務外の事由によるケガに関して保険給付を行います。

仕事中や通勤途中でのケガは、労災保険の対象となりますので、勤務先を管轄する労働基準監督署へご相談ください。



お問い合わせは レセプトグループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス④



やってよかった！「特定保健指導」 健康づくりのプロがサポートします



協会けんぽでは、健診後のフォローとして、健康づくりのプロである保健師、管理栄養士が生活習慣の改善をサポートしています。従業員様の健康は、職場の明るい雰囲気や企業の生産性向上にもつながります。従業員様の健康づくりに、協会けんぽの特定保健指導をぜひご活用ください。

特定保健指導の流れ

事業所にご案内が届けましたら、事業主様またはご担当者様は、対象となる方のお仕事のスケジュール調整と会議室などの実施場所の提供にご協力をお願いします。

初回面談

ライフスタイルに合わせて
目標を決定します



実践

電話やメール・手紙など
でサポートします



評価

3～6カ月後



群馬支部のメールマガジンで、毎月メタボ解消体験記を紹介しています。
登録はこちらから ▶▶▶



リモート面談もご利用ください

こんな方におすすめ！

- ・とにかく忙しい
- ・手軽な方法がいい
- ・面談場所へ行くのが大変

パソコンやスマートフォン、タブレットを使い、リモートで保健指導が受けられます。



健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定された方 医療機関の早期の受診をお願いします

健診結果「要治療」「要精密検査」を、そのまま放置すると…

健診結果が
「要治療」「要精密検査」

そのまま放置

重症化

(脳卒中、心筋梗塞、足の壊疽等)

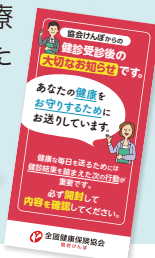
- ・従業員の休職
- ・生産性の低下

突然病気が発症する前に早めの医療機関の受診をお願いします！

協会けんぽより通知を送付しています

健診の結果、血圧値・血糖値等が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診されたことが確認できない被保険者の方に対して、医療機関へ受診していただくための通知を直接ご自宅にお送りしています。

ご本人の重症度を表す内容です



事業主の皆さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、**必ず受診すること**を、事業主様から従業員様にお声掛けをよろしくお願いします。また、従業員様が受診できるように業務上の配慮をしていただようお願いいたします。



お問い合わせは 保健グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス③

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。